

人事行政運営状況報告書

1 職員の任用の状況

(1) 職員数の状況と主な増減理由（各年度4月1日現在）

部 門	区 分	職員数		対 前 年 増 減 数	主な増減理由
		平成 19 年度	平成 20 年度		
一般行政部門	事 務 局	4 人	4 人	0 人	
	小 計	4 人	4 人	0 人	
特別行政部門	消 防	316 人	321 人	5 人	大量退職者への対応のための増員計画
	小 計	316 人	321 人	5 人	
合 計		320 人 【340 人】	325 人 【340 人】	5 人	

（注） 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

【 】内は定数です。

(2) 年齢別職員数の状況（平成 20 年度）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	平均
一般行政職	0 人	0 人	1 人	0 人	3 人	0 人	49.3 歳
消 防 職	3 人	57 人	65 人	85 人	111 人	0 人	41.7 歳
合 計 (構成比)	3 人 (0.9%)	57 人 (17.5%)	66 人 (20.3%)	85 人 (26.2%)	114 人 (35.1%)	0 人 (0%)	41.8 歳 (100%)

(3) 採用の状況（平成 20 年度）

ア 採用の状況

職 種	区 分	試験採用	選考採用	再任用		計
				常勤	短時間	
一般行政職		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
消 防 職		13 人	0 人	0 人	0 人	13 人
合 計 (構成比)		13 人 (100%)	0 人 (%)	0 人 (%)	0 人 (%)	13 人 (100%)

イ 競争試験の実施状況

(ア) 実施日

	1次試験日	2次試験日	最終合格発表日
定例	平成20年8月9日	平成20年9月6日	平成20年9月19日
再募集			

(1) 競争試験の実施状況

	採用予定数	申込者数	受験者数	受験率	第1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般行政職	0人 0人	0人 0人	0人 0人	0%	0人	0人	0倍
消防職	12人程度 0人	59人 0人	52人 0人	88.1%	23人	12人	4.3倍
合計 (構成比)	12人程度 0人	59人 0人	52人 0人	88.1% 0%	23人 0人	12人 0人	4.3倍 0倍

(注) 上段は定例試験、下段は再募集試験です。

(4) 退職等の状況(平成20年度)

区分 職種	定年	勸奨	普通	その他	合計
一般行政職	0人	0人	0人	0人	0人
消防職	8人	1人	0人	1人	10人
合計 (構成比)	8人 (80.0%)	1人 (10.0%)	0人 (0.0%)	1人 (10.0%)	10人 (100%)

(注) 「その他」には、死亡、任期満了が含まれます。

(5) 昇任の状況(平成20年度)

区分 職種	昇任				
	係長級	課長補佐級	課長級	次長級	部長級
一般行政職	0人	0人	0人	0人	0人
消防職	6人	6人	2人	0人	0人
合計 (構成比)	6人 (42.9%)	6人 (42.9%)	2人 (14.2%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 19年度の人件費率
20年度	307,206人	千円 3,577,175	千円 27,858	千円 2,983,533	% 83.4	% 82.6

(注) 甲府地区広域行政事務組合における普通会計は、一般会計・消防事業特別会計を含んだものです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	328人	千円 1,354,599	千円 389,704	千円 590,400	千円 2,334,703	千円 7,118

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成20年4月1日現在）

一般行政職			消 防 職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
円 413,450	円 496,108	歳 49.3	円 350,700	円 453,000	歳 41.7

(4) 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		決定初任給	採用2年経過給料額
一般行政職	大学卒以上	172,200円	184,200円
	短大卒以上	152,800円	164,300円
	高校卒以上	140,100円	148,500円
消 防 職	大学卒以上	185,800円	195,500円
	短大卒以上	172,200円	184,200円
	高校卒以上	155,700円	169,500円

(5) 職員の経験年数別平均給料月額の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	経験年数 10～14年	経験年数 15～19年	経験年数 20～24年	経験年数 25～29年
一般行政職	266,200円			
消 防 職	270,200円	321,400円	376,600円	402,300円

(6) 級別職員数の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

ア 一般行政職

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務内容	事務吏員 技術吏員 事務員 技術員	主任 副主任	主任	係長 主査 副主査	管理係長 管理主査 主任係長 主任主査	事務局次長 副主幹	事務局次長	事務局長	
職員数	人	1 人	人	人	人	2 人	人	1 人	4 人
構成比	%	25 %	%	%	%	50 %	%	25 %	100 %
参考 1 年前の 構成比	%	25 %	%	%	%	50 %	%	25 %	100 %

イ 消防職

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務内容	消防士 消防副士長 副主任	消防士長 主任	消防士長 消防司令補 主任 副主査	消防司令補 副主査	消防司令 主任主査	消防司令長 副主幹	消防監 管理主幹	消防正監	
職員数	48 人	37 人	35 人	93 人	72 人	30 人	5 人	1 人	321 人
構成比	15.0 %	11.5 %	10.9 %	29.0 %	22.4 %	9.3 %	1.6 %	0.3 %	100 %
参考 1 年前の 構成比	12.3 %	13.0 %	9.8 %	30.4 %	23.1 %	8.9 %	2.2 %	0.3 %	100 %

- (注) 1 甲府地区広域行政事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 職務区分とは、それぞれの級に該当する代表的な職位です。

(7) 職員手当の状況

ア 期末勤勉手当、退職手当の状況（平成 20 年度支給割合）

区分		期末	勤勉
期末勤勉 手当	6 月期	1.40 月分 (0.75)月分	0.75 月分 (0.35)月分
	12 月期	1.60 月分 (0.85)月分	0.75 月分 (0.40)月分
	計	3.00 月分 (1.60)月分	1.50 月分 (0.75)月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
	最 高 限 度 額	59.28 月分	59.28 月分
	そ の 他 の 加 算	定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 消防職員に対する特例	
	退 職 時 特 別 昇 給	なし	
	1 人 当 た り 平 均 支 給 額	なし	27,399 千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

イ その他の手当

特殊勤務 手当 (20 年度)	区分		全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		96.0%
支給職員 1 人当たり平均支給年額		66,102 円	
代表的な特殊勤務手当支給対象職員		出動手当・救急救命士業務手当・救助業務 手当	
時間外 勤務手当	20 年度	支給総額	68,292,882 円
		職員 1 人当たり支給年額	221,730 円
	19 年度	支給総額	60,710,545 円
		職員 1 人当たり支給年額	200,364 円

	内容	国の制度との異同
扶養手当	<p>扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給</p> <p>配偶者 月額 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 月額 6,500 円 (配偶者がいない場合は1人目月額 11,000 円) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき 5,000 円加算</p>	国と同じ
住居手当	<p>自己所有の家、または借家等に居住する職員に支給</p> <p>自己所有住宅居住職員 月額 4,100 円 (新築・購入から5年以内は4,600 円) 借家・借間居住職員 家賃の額に応じて最高28,500 円まで 及び 以外の職員 月額 1,500 円</p>	<p>月額2,500 円 新築・購入から5年間を限度に支給 家賃額に応じて最高27,000 円まで 支給なし</p>
通勤手当	<p>通勤距離が片道2km以上の職員に支給</p> <p>交通機関利用者 6ヶ月定期券等の額を一括支給 (ただし、月額換算55,000 円を限度)</p> <p>交通用具使用者 ・四輪車使用者 通勤距離2km～20kmのとき 距離に応じて3,000 円～11,800 円を支給。 20kmを超えるときは1kmにつき580 円を加算 ・二輪車等使用者 通勤距離に応じて2,000 円～24,500 円を支給</p> <p>及び の併用者 及び によりそれぞれ算出した額の合計額</p>	<p>国と同じ</p> <p>四輪車使用者と二輪車等使用者の区分なし</p> <p>国と同じ</p>

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成20年4月1日現在）

	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
一般行政	40時間	午前8時30分	午後5時30分	午後0時00分～午後1時00分
消防職 (毎日勤務)				
消防職 (隔日勤務)	40時間	午前8時30分	翌日 午前8時30分	午後0時00分～午後1時00分 午後5時30分～午後6時30分 午後10時00分～午前6時00分 (うち6時間が仮眠時間)

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況（各年1月1日～12月31日）

	平成20年 平均使用日数	平成19年 平均使用日数
一般行政	4.8日	4.3日
消防職(毎日勤務)	11.2日	12.2日
消防職(隔日勤務)	11.2日	12.3日

(3) 特別休暇等の状況（平成20年4月1日現在）

種類		具体的な内容	付与日数
1	骨髄提供休暇	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等する場合	必要な期間
特別休暇	2 結婚休暇	結婚する場合	5日以内
	3 配偶者出産休暇	配偶者が出産した場合	2日以内
	4 感染症まん延防止休暇	感染症のまん延を防止する場合	必要な期間
	5 天災事変による休暇	天災事変により職員の現住居が滅失、損壊した場合、又は、非常災害により交通が遮断された場合、職員の責によらない交通機関の事故等の不可抗力によって出勤が著しく困難な場合	必要な期間
6	ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合	5日以内
7	選挙権等行使休暇	正規の勤務時間中に選挙権を行使する場合、又は裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会及びその他の官公署へ出頭する場合	必要な期間
8	育児休暇	生後満1年に達しない子を育てる場合	1日に2回 各1時間以内
9	生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合	必要な期間
10	妊娠中又は出産後の職員の通院休暇	妊娠中又は出産後1年以内で通院をする場合	

	(1) 妊娠 6 月まで (2) 妊娠 7 月から 9 月まで (3) 妊娠 10 月から出産の月まで (4) 出産後 1 年間	4 週間に 1 回 2 週間に 1 回 1 週間に 1 回 その間に 3 回
11 産前及び産後の休暇	出産予定日前 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）に当る日から出産の日後 8 週間目に当る日までの期間	
12 男性職員の育児参加休暇	配偶者の産前産後期間において、小学校入学前の子供が既にいる場合は産前から、いない場合は産後に、男性職員が取得	5 日以内
13 子の看護休暇	養育する小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合	
14 忌引	親族の喪に遇った場合 (1) 父母 血族 7 日、姻族 3 日 (2) 配偶者 10 日、 - (3) 祖父母 3 日、 1 日 (4) 子 5 日、 1 日 (5) 孫 1 日、 - (6) 兄弟、姉妹 3 日、 1 日 (7) 伯叔父母 1 日、 1 日	
15 父母の祭日休暇	死亡した父母（配偶者の父母を除く）について神事又は仏事による回忌の法要等を営む場合	1 日
16 夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため	
17 介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	
18 無給休暇	私費をもって学校、研究所等の機関において、または外国に留学し、学習、調査、研究等を行う場合	

(4) 育児休業及び部分休業の取得状況（平成 20 年度）

	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数	平成 20 年度中に新たに育児休業が取得可能となった 職員			
				(育児休業 対象者数)	うち育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	うち部分休業 取得者数
男性職員	0 人	0 人	0 人	10 人	0 人	0 人	0 人
	0 人	0 人	0 人				
女性職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	0 人	0 人	0 人				
計	0 人	0 人	0 人	10 人	0 人	0 人	0 人
	0 人	0 人	0 人				

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段には平成 20 年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段には育児休業（部分休業）の期間が平成 19 年度から 20 年度にかけて引き続いている者の数です。

(5) 介護休暇の取得状況（平成 20 年度）

	介護休暇取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人
計	0人

4 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 処分事由別分限処分者数（平成 20 年度）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 （法第 28 条第 1 項第 1 号）	0 人	0 人	0 人		0 人
心身の故障の場合 （法第 28 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 1 号）	0 人	0 人	10 人		10 人
職に必要な適格性を欠く場合 （法第 28 条第 1 項第 3 号）	0 人	0 人	0 人		0 人
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 （法第 28 条第 1 項第 4 号）	0 人	0 人	0 人		0 人
刑事事件に関し起訴された場合 （法第 28 条第 2 項第 2 号）	0 人	0 人	0 人		0 人
条例に定める事由による場合 （法第 27 条第 2 項）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合計	0 人	0 人	10 人	0 人	10 人

- (注) 1 対象職員は、一般職に属するすべての職員です。
 2 分限処分者数は、平成 20 年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分につ
 された者とみなしています。
 3 法とは、地方公務員法をいう。

(2) 処分事由別懲戒処分者数（平成 20 年度）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令違反 （法第 29 条第 1 項第 1 号）	2 人	0 人	0 人	0 人	2 人	6 人
職務上の義務違反又は怠慢 （法第 29 条第 1 項第 2 号）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	11 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 （法第 29 条第 1 項第 3 号）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
合 計	2 人	0 人	0 人	0 人	2 人	18 人

- (注) 地方公務員法以外の処分として訓告等の処分があります。

(3) その他（平成 20 年度）

法第 28 条第 4 項により失職した者	0 人
----------------------	-----

5 職員のサービスの状況

(1) サービス規律の遵守に関する取り組み

取り組み内容	職員への周知方法
厳正なサービス規律の確保、親切・公平な職務執行、飲酒運転の撲滅等交通法規の遵守、事務の効率化、地域住民の生命・身体及び財産の火災からの保護、水火災又は地震等の災害による被害の軽減、安寧秩序の維持、社会公共の福祉増進、	通達及び伝達

(2) 営利企業等の従事許可の状況

平成 19 年度	平成 20 年度
1 件	1 件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 人材育成の目的

消防行政を取り巻く社会環境は著しく変化しており、高度情報通信技術に代表される急速な技術革新、地方分権、行財政改革や規制緩和の推進、住民ニーズの多様化等を背景に、消防行政に対しても新たな対応が求められています。

こうした目まぐるしく変容する時代の中で、職員の育成を効力のあるものとしていくためには、職員が自らの能力を開発、向上させ、これを十分に生かすための体系的な取り組みが必要となります。

職員の育成というと従来は派遣研修を中心としたものでありましたが、職場全体を学習の場として捉えたOJTの環境づくりは極めて重要なことであり、人材は優れた指導者に引きいられた活気ある職場の中で育てられることが大切です。

ことに、職員の個性を尊重し、その多様性を認める職場の雰囲気は職員の能力を開発し、自ら考え行動する職員を育てることになります。また組織・制度による支援や学習機会の提供と管理職員の自らの職務への取り組む姿勢が相まって、効率的かつ効果的な消防行政の運営が図られるものと考えます。

以上のことを踏まえ、消防業務を警防、予防、総務の3つに分類することにより、それぞれの業務に計画的に配置し、職員の希望と適性・能力の実証に基づき、消防職員として一般的な知識と教養を身につけると共に、研修の充実と合わせ職務能力の向上を図ることを目的とするものであります。

(2) 基本目標

「多様な能力を持った能動的な消防職員による少数精鋭の消防行政の展開」

(3) 職員像

規律を保持する職員

消防は、規律に始まり規律に終わるといわれています。

公務員は全体の奉仕者であり、著しく信用を失墜するようなことは絶対に許されません。地域住民に信頼される消防職員の第一条件は、規律の保持にあり、日頃の勤務において常に留意しなければなりません。

「和」の心を持つ職員

消防は特異な業務であり、常に有事に対する心構えを失ってはならず、それは組織の中の一員として、それぞれの責任につながります。一人でも個人プレーを行う者がいれば組織の統制はとれません。「和」をもって仕事をすることが、地域住民の負託に応えることにつながるものと考えます。

平等・誠実な視点を持つ職員

公務員は、住民の立場で仕事をしなければなりません。常に住民が消防に何を求めているのかを洞察することに心がけ、目まぐるしく変容する時代の中にいることを各職員が認識し、自らが改革する意識を持って努力と研鑽する気持ちを保持しなければなりません。

(4) 研修実績（平成20年度）

〔研修実績については別添のとおり〕

(5) 勤務成績の評定の状況について

各職員の昇給・昇任時期に勤務成績の評定をしています。また、職員の能力開発・自己実現の促進と組織の活性化等を図るため、業績・能力主義に基づく新たな人事評価制度を平成18年度から導入し施行及び本格試行後、平成20年度からは管理職員等を対象として実施し、その他の職員については、本格試行を開始しました。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の厚生福利に関する計画

職員の健康管理に関する取組状況

事業名	概要
産業医健康面談	産業医による健康面談(通年・随時)
人間ドック受診への助成	壮年者の人間ドック受診に対する助成(35・45・50・55歳の職員の受診に係る自己負担金及びオプション検査料の一部を助成。)

(2) 職員の厚生福利の実施状況

ア 職員の健康診断の実施状況

項目	検診時期	対象者
定期健康診断	4月～5月	全職員
第二次健康診断	6月	要再検・精密検査者
隔日勤務者定期健康診断	10月	隔日勤務の全職員
胃検診	1月	40歳以上の職員
壮年者特別検診	9月～3月	35・45・50・55歳の職員
救急救命士健康診断	5月～3月	病院実習に派遣する救急救命士
B型肝炎抗原・抗体検査及びワクチン接種	5月～3月	救急隊員及び特別救助隊員

イ 職員のレクリエーションの実施状況

事業名	対象者	実施場所
東京ディズニーリゾート	職員及び被扶養者	千葉県浦安市
木更津潮干狩り	職員及び被扶養者	千葉県木更津市
ヴァンフォーレ甲府アウェー観戦	職員及び家族	神奈川県平塚市
甲府大好きまつり	職員	舞鶴城公園～中央商店街 ～舞鶴城公園
東京宝塚観劇	職員及び被扶養者	東京都千代田区
よしもと浅草とお台場散策	職員及び被扶養者	東京都台東区、港区
小曲町いちご狩り	職員及び被扶養者	甲府市小曲町

8 公平委員会の業務の状況に関すること（平成20年度）

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

なし